

酒類業振興支援事業費補助金に関するQ & A

- 本Q & Aは、令和8年度酒類業振興支援事業費補助金（以下「本補助金」といいます。）の公募要領に関して一問一答形式で示したものです。
- 今後、事業者の方からのお問い合わせの内容を踏まえ、随時、内容を追加・修正する可能性があります。
- 令和7年1月から導入した補助金申請システム（Jグランツ）に関するQ & Aは、「Jグランツに関するQ & A」をご覧ください。
- なお、以下の回答は、上記補助金に関する一般的な取扱いを示すものです。個別事例の取扱いについては、公募要領に記載の問い合わせ先までご確認ください。

【共通事項】（申請について）

- Q 1. 令和7年度以前に国税庁の酒類事業者向け補助金に申請した結果、不採択となりましたが、今回の本補助金の公募に再度申請することは可能ですか。
- A 1. これまでの国税庁の酒類事業者向け補助金で不採択になった事業についても、今回の本補助金の補助対象事業であれば、公募申請は可能です。この場合には、公募要領（特に「表2 評価基準」）等を参考に、補助事業計画等の内容を見直していただいた上で申請を行ってください。
- Q 2. これまでの国税庁の酒類事業者向け補助金で採択された事業と全く同じ取組内容で、今回の本補助金の公募に申請した場合、採択されるのでしょうか。
- A 2. ご質問のような場合には、採択することはありません。
ただし、過去に採択された事業と同じ事業目的であっても、実施した成果等を踏まえた取組内容になっている場合には、採択される可能性があります。
- Q 3. 酒類の免許を有していない「人格のない社団等」（〇〇協議会等）が応募することは可能ですか。
- A 3. 酒類の免許を有していない人格のない社団等（酒類の免許を有している者が構成員となっている場合を除く）は、酒類事業者を1者以上含むグループで申請することができます。その場合、人格のない社団等が代表申請者として申請することも可能です。
- Q 4. どのような場合にグループ申請を行うことができますか。
- A 4. 例えば、酒類の免許を有していないが、本補助金の趣旨に合致したプランを計画しているときに、酒類の免許を有する酒類事業者と連携してグループ申請を行う場合や、これまで輸出実績がない酒類事業者において、輸出にノウハウ

を持つ事業者と連携してグループ申請を行う場合などが考えられます。

Q 5. 同一の者が複数の申請グループに参加することは可能ですか。

A 5. 同一の者が複数の申請グループに参加することは可能ですが、代表申請者になれるのは1つの事業のみです。

また、代表申請者が令和8年度本補助金の公募ですでに採択されている場合については、特定の事業者に補助金が集中することを避けるため、別枠、別事業であっても代表申請者としては重複して採択いたしません。

【共通事項】（申請内容について）

Q 6. 補助事業計画書の作成に当たって、気を付けるべきことを教えてください。

A 6. 補助事業計画書の記載事項について、公募要領「表2 評価基準」に基づいて審査が行われますので、評価基準の表に記載されているそれぞれの評価項目について、十分な説明となるような記載内容としてください。また、補助事業に係る経費について、当該経費の支出（例えば、機械の取得）の必要性（なぜ補助事業に必要となるのか）について、その理由を明確に記載してください。

Q 7. 酒類以外の商品を開発する場合も対象となりますか。

A 7. 補助金の趣旨・目的から、原則として、酒類以外の商品の開発を目的とする事業は補助対象となりません。

Q 8. 設備の導入を目的とする補助事業の場合、当該設備の導入をもって事業期間を終了させることは可能ですか。

A 8. 公募要領に記載の事業期間終了日以前に事業の目的を達成した場合には、事業者の判断で事業を終了させることが可能です。ただし、事業の経費が全て設備投資であり、かつ、設備の導入のみで完結する補助事業については、審査にあたって評価が劣後します。

Q 9. 現在、果実酒の製造免許を受けているところ、新たにリキュールの製造免許を取得し新商品を開発する予定です。当該リキュール製造免許取得の設備要件を満たすために必要な機械等を補助対象として申請することはできますか。

A 9. 既に果実酒の製造免許を受けていることから、本補助金の申請は可能ですが、新たな製造免許取得の設備要件を満たすために必要な機械等を補助対象とすることはできません。

Q10. 機械等の購入について、「通常の事業活動等に係る使用は認められません。」と記載されていますが、通常の事業活動にも使えるような機械等を購入する場合の取扱いはどうなりますか。

A 10. 通常の事業活動等に使用できる機械等であっても、補助事業期間中は、「補助事業の目的のためにのみ」使用していただく必要があります。

なお、取得価格 50 万円（税抜）以上の機械等について、補助事業期間終了後、補助事業の目的のための使用を取りやめ、他の事業活動に転用する場合には、補助金等適正化法第 22 条の規定に基づき、国税庁長官の承認及び残存簿価相当額を基に算出した金額の国庫納付が必要となります。

Q 11. 果実酒とぶどうジュースに併用可能な容器詰機の導入は補助対象となりますか。

A 11. 容器詰機は補助対象となりますが、補助事業期間中は、果実酒にのみ使用していただく必要があります。

なお、取得価格 50 万円（税抜）以上の機械等について、補助事業期間終了後、補助事業の目的のための使用を取りやめ、他の事業活動に転用する場合には、補助金等適正化法第 22 条の規定に基づき、国税庁長官の承認及び残存簿価相当額を基に算出した金額の国庫納付が必要となります。

【共通事項】（交付決定額、補助対象経費について）

Q 12. 確定検査の結果、交付決定額を超える経費を支出していた場合、交付決定額以上の補助金を受領することは可能ですか。

A 12. 交付決定額が補助金交付額の上限となります。

Q 13. 確定検査の結果、補助対象経費に補助率 2 分の 1 又は 3 分の 2 を乗じた額が補助金下限を下回ることとなった場合、補助金全額が不交付となるのでしょうか。

A 13. 確定検査の結果、補助金下限を下回ったとしても、補助金全額が不交付とはならず、補助対象経費の 2 分の 1 又は 3 分の 2 が補助金交付額となります。

Q 14. 経費の支出先が国外であっても問題ありませんか。

A 14. 経費の支出先が国外であっても問題ありませんが、確定検査時までに必要な書類等を入手する必要があります。

Q 15. 「中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません。」と記載されていますが、どのように価格設定の適正性を示せばよいのでしょうか。

A 15. 相見積り（同種同性能の中古品との比較）等により、価格設定の適正性を明らかにする必要があります。

Q 16. テスト販売について、補助金額が減額される場合の具体的な計算方法を教え

てください。

A 16. 例えば、補助対象経費が 1,000 万円、補助事業に要する経費（本事業を実施するのに必要な補助対象外経費も含めた全体経費）が 1,100 万円、補助率が 2 分の 1 の場合、テスト販売での収入が 600 万円（1,100 万円－1,000 万円×1/2）を超える場合には、補助金額が減額されます。（金額は全て税抜）

※ 上記において、収入が 700 万円の場合は 100 万円が減額となります。

収入 700 万円－（1,100 万円－1,000 万円×1/2）＝100 万円

Q 17. 補助金で購入した原材料等（原材料・副資材）を使用して新商品を開発・製造し、テスト販売を行いました。全て販売することができず、一部が在庫となりました。在庫となった新商品に係る原材料費等は補助対象になりますか。

A 17. 補助金で購入する原材料等の数量は、必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則としています。その原材料等を使用した商品についても、補助事業期間中のテスト販売を除き、販売を目的とした商品に係る経費は、補助対象となりません。

したがって、補助金で購入した原材料等を使用した商品が、補助事業終了時点で、在庫となった場合は、新商品に係る原材料費等は補助対象になりません。

【共通事項】（その他）

Q 18. 公募申請書提出後のスケジュールを教えてください。

A 18. 提出された公募申請書については、各受付締切後、国税庁内に組織する審査委員会において概ね 2 か月程度かけて審査します。審査の結果、採択となった事業者の方には、採択者向けの説明会に参加、交付申請書を作成・提出していただきます。

その後、国税庁において提出された交付申請書を精査し、順次交付決定通知を行う予定です。

なお、交付決定をもって、補助事業開始となりますので、交付決定前に発注等を行った経費については、補助対象となりませんのでご注意ください。

おって、上記のスケジュールは見込みであり、変更となる可能性がある旨、ご承知おきください。

Q 19. 採択者向けの説明会はどのような趣旨で開催されるのでしょうか。また、参加は必須でしょうか。

A 19. 採択者向けの説明会では、本補助金の補助事業を実施するに当たって、守っていただきたい事項や留意事項などを国税庁の補助金担当者から説明させていただきます。そのため、必ずご参加いただくようお願い申し上げます。

Q 20. 採択者向けの説明会はいつ、どこで開催されますか。

A 20. 原則、交付決定通知前にオンラインで開催する予定です。説明会の詳細については採択となった事業者の方に個別に連絡させていただきます。

Q 21. 補助金の収入計上時期を教えてください。

A 21. 精算払、概算払を問わず、送付される「補助金額確定通知書」に記載された補助金確定額を、当該通知書の通知日の属する年分又は事業年度の収入金額又は益金に算入することになります。

Q 22. 公募要領の「表 2 評価基準」の評価項目に記載されている加点項目「パートナーシップ構築宣言」について教えてください。

A 22. 「パートナーシップ構築宣言」に関するご照会は、下記の連絡先にお問い合わせください。

○ 「宣言」の内容について

内閣府政策統括官付参事官（産業・雇用担当） 付

電話番号：０３－６２５７－１５４０

中小企業庁企画課

電話番号：０３－３５０１－１７６５

○ 「宣言」の提出・掲載について

（公財）全国中小企業振興機関協会

電話番号：０３－５５４１－６６８８

【新市場開拓支援枠】

Q 23. 補助事業計画書の事業区分「その他」には、どのような事業が認められるのでしょうか。

A 23. 公募要領に記載の「対象となる取組例」以外の取組であって、補助対象事業(1)から(4)までの事業目的に合致する場合には、「その他」区分で採択の対象となる可能性があります。

Q 24. 計画表の策定に当たり、設立して間もない場合（決算がまだ先である場合）、「基準年度」欄はどのように記載することになりますか。

A 24. 第 1 期が基準年度になります。見込み値で記載してください。

Q 25. 給与支給総額にはどのような経費が含まれますか。

A 25. 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む。）及び役員に支払った給与等であり、給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は含まれません。

[含まれるもの]

・従業員や役員に支払う給料、賃金、賞与

- ・各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住居手当等の給与所得とされるもの）

[含まれないもの]

- ・退職手当などの給与所得とされないもの
- ・福利厚生費

Q26. 決算期の変更により、基準年度における決算の期間が1年に満たない場合、給与支給総額等はどのように記載すればよいでしょうか。

A26. 決算の期間が6か月の場合であれば、その額を2倍にするなど、12か月相当分の数値を記載してください。

Q27. 付加価値額の算定に用いる人件費にはどのような経費が含まれますか。

A27. 人件費には、上記給与支給総額に加えて福利厚生費、法定福利費、退職金を含みます。

[含まれるもの]

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む。）
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与、賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入
- ・派遣労働者、短時間労働者へ支払った実質的に給与に該当するもの

Q28. 個人事業主の場合、売上高、営業利益、経常利益、人件費、減価償却費、給与支給総額及び付加価値額はどのように算出すればよいですか。

A28. 青色申告決算書（損益計算書）上で以下の科目が該当します（丸数字は、所得税青色申告決算書の該当番号です）。

- ・売上高＝売上（収入）金額（①）
- ・営業利益＝差引金額＋利子割引料（③＋②）…③の差引金額に ②を加算します。
- ・経常利益＝差引金額（③）
- ・人件費＝福利厚生費＋給料賃金（⑱＋⑳）
- ・減価償却費＝減価償却費（⑱）
- ・給与支給総額＝給料賃金＋専従者給与＋青色申告特別控除前の所得金額（⑳＋㉓＋㉔）
- ・付加価値額※＝営業利益（③＋②）＋減価償却費（⑱）＋福利厚生費（⑱）＋給料賃金（⑳）

※個人事業主の付加価値額算定では、人件費の構成要素である ㉓専従者給与及び ㉔青色申告特別控除前の所得金額の2項目を「人件費」に算入せず計算します。

Q29. 「事業計画終了時点において、給与支給総額の年率平均 1.5%以上の増加目標が達成できていない場合は、導入した設備等の簿価又は時価のいずれか低い方の額のうち補助金額に対応する分（残存簿価等×補助金額／実際の購入金額）の返還を求めます。」（公募要領 P 4）とありますが、この「事業計画終了時点」とは、いつのことを指していますか。

A29. 「事業計画終了時点」とは、3 年の事業計画であれば 3 年後、5 年後の事業計画であれば 5 年後を指します。3 年の事業計画の場合、3 年後の給与支給総額が基準年度の給与支給総額と比較して 4.5%（年率平均 1.5%×3）以上増加していれば、仮に 2 年後の給与支給総額が基準年度の給与支給総額と比較して 3.0%（年率平均 1.5%×2）以上増加していなくても、返還を求めません。

Q30. 事業計画期間中に役員や従業員が自己都合により退職しましたが、この場合でも給与支給総額を用いて増加目標を達成したかどうかを判断することになりますか。

A30. 役員や従業員が自己都合により退職した場合など、給与支給総額を用いることが適切ではないと解される特別な事情がある場合には、給与支給総額の増加率に代えて、一人当たりの賃金の増加率を用いることを認めます。

Q31. 「導入した設備等の簿価又は時価のいずれか低い方の額のうち補助金額に対応する分（残存簿価等×補助金額／実際の購入金額）の返還」について、簿価、時価の算出方法を教えてください。

A31. 簿価（残存簿価相当額）の算出方法は、設備等取得時の価格を以下の方法により減価償却した後の金額（返還時点）を指します。

〔（参考）減価償却の方法について〕

・ 法人の場合

「建物、建物付属設備、構築物、ソフトウェア」は定額法を用います。

上記以外は定率法を用います。ただし、機械装置、車輛、器具備品については、定額法を用いることも可能です。

・ 個人事業主の場合

基本的に全て定額法を用います。ただし、機械装置、車輛、器具備品については、定率法を用いることも可能です。

※ 圧縮記帳や特別償却を行った場合も、上記の方法により減価償却した額を用います。

時価の算出方法は、2 者以上の買取業者等から取得した買取価格の見積りのうち、いずれか高い額を指します。

Q32. 「売上額や付加価値額が目標どおりに伸びなかった場合に給与支給総額の目

標達成を求めることは困難なことから、給与支給総額の年率増加率平均が『売上額又は付加価値額の年率増加率平均／2』を超えている場合」は、「上記の補助金の一部返還を求めません。」とありますが、具体的なケースを教えてください。

A32. 例えば、3年の事業計画において、売上額を年率平均3%増加させる事業計画を策定し、計画と実績が表のようになった場合、給与支給総額の年率増加率平均（1%）が売上額の年率増加率平均（1.9%）の1/2（0.95%）を超えているため、補助金の一部返還は求めません。

表

	基準年度	3年後		
		計画	実績	
売上額	10,000	10,900	10,570	目標未達成
増加率 (年率平均)	—	9% (3%)	5.7% (1.9%)	
給与支給総額	4,000	4,180	4,120	補助金の返還は 要しない
増加率 (年率平均)	—	4.5% (1.5%)	3% (1%)	

Q33. 公募要領「4. 補助対象事業」の「(1)商品の差別化による新たなニーズの獲得」の対象となる取組例「『伝統的酒造り』を差別化のポイントとした高付加価値商品の開発」について、「伝統的酒造り」とはどのような酒造りをいうのですか。

A33. 「伝統的酒造り」とは、以下の要件を満たすものをいいます。

- 1 原料を酒造りに適した状態に前処理すること。
 - (1) こうじにする原料の状態を見極め、手作業により水分調整すること。
 - (2) 蒸きょうを行うこと。
- 2 酒造りに適したバラこうじをつくること。
 - (1) こうじにする原料は、米又は麦とすること。
 - (2) こうじ菌は伝統的なアスペルギルス属の菌を用いること。
 - (3) 木蓋、木箱又はこれに準じた機能を有する器具を用いること。
 - (4) こうじ菌の生育状態を見極め、手作業により製麹管理すること。
- 3 もろみを発酵させ、目的の酒質にすること。
 - (1) 発酵はこうじを用いた並行複発酵によること。
 - (2) 水以外の物品を添加しないこと。
 - (3) もろみの状態を見極め、手作業により発酵管理すること。

Q34. 酒類事業者である代表申請者が小規模事業者に該当し、酒類事業者でない参画事業者が小規模事業者に該当しない場合、補助率3分の2の適用を受けるこ

とができますか。

A 34. グループ申請の場合には、代表申請者又は参画事業者である酒類事業者の全てが小規模事業者である必要があります。

ご質問のケースでは、酒類事業者は代表申請者のみであることから、代表申請者が小規模事業者に該当する場合は、補助率は3分の2になります。

Q 35. 「常勤従業員」の人数はどのように算出すればよいですか。

A 35. 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第 20 条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。また、法人役員や専従者は含まれず、アルバイトやパートの者が常勤従業員に該当するのかどうかは個別に判断することとなります。

【優先採択】（共通）

Q 36. 優先採択に該当する取組について教えてください。

A 36. 酒米の価格高騰等又は米国関税措置の影響を受けた場合（受ける見込みを含む）で補助事業計画書に記載された本年度の事業内容が当該影響への対応として関連性を有すると認められる取組が優先採択の対象となります。

Q 37. 酒米の価格高騰等又は米国関税措置の影響について、どのように証明するか教えてください。

A 37. 公募申請書（別紙 9）「酒米の価格高騰等に関する確認書」又は（別紙 10）「米国関税措置に関する確認書」の必要事項に各影響の受けた内容及び補助事業の内容が当該影響への対応であることを記載していただくとともに、公募要領「表 1 公募申請書等」に記載する添付資料を提出してください。A 38. 令和 8 年度に実施する補助事業計画において、酒米の価格高騰等又は米国関税措置の影響を受け（将来的に受ける見込みである場合も含む。）、その影響を踏まえて新たな事業計画を策定し、その事業計画が国税庁において、酒米の価格高騰等又は米国関税措置の影響との関連性が認められた場合をいいます。

Q 38. 補助事業計画書に記載された本年度の事業内容が当該影響への対応として関連性を有すると認められる取組であった場合について教えてください。

Q 39. 高く評価することについて教えてください。

A 39. 補助事業の審査において、公募要領の「表 2 評価基準」では「基礎項目」、「評価項目」が設定されております。補助事業内容が優先採択に該当する取組

である場合、各評価項目を審査し、合算した評価点に対し、加点措置が適用されます。

Q40. 補助事業内容が優先採択に該当する取組である場合、必ず採択されますか。

A40. 必ず採択される訳ではありません。補助事業の審査において、公募要領の「表2 評価基準」の「基礎項目」の要件を満たさない事業は失格となります。また、公募要領の「表2 評価基準」の「基礎項目」の要件を満たすものであっても、各評価項目について、不十分な説明となっている取組などについては合算した評価点が低評価となりますので、加点措置が適用されても不採択となる場合があります。

Q41. 加点項目4つのうち、全ての加点項目が該当する見込みです。公募要領には最大2項目について加点を受けることが可能と記載されていますが、どの項目を優先させるべきですか。

A41. 加点措置については、提出された申請内容を審査し、その妥当性が認められた場合、適用することとなります。そのため、加点項目の優先順位を付けることはできません。

Q42. 補助事業内容が優先採択に該当しない取組は採択されないのでしょうか。

A42. 補助事業内容が優先採択に該当しない取組であっても採択することを想定しています。各評価項目を審査し、合算した評価点に応じて採択者を決定することとなります。

【優先採択】（酒米の価格高騰等の影響）

Q43. 酒米の価格高騰等の影響による加点措置が適用される要件を教えてください。

A43. 公募申請書（別紙9）「酒米の価格高騰等に関する確認書」（添付資料含む。）を提出し、かつ酒米の価格高騰等で補助事業計画書に記載された本年度の事業内容が当該影響への対応として関連性を有すると認められる場合に限り、加点措置が適用されます。

なお、申請者又は参画事業者が酒類の製造免許を受けた者（製造者）がいる場合に限り、加点措置が適用されます。

Q44. なぜ製造者のみが酒米の価格高騰等の影響による加点措置を受けることができるのですか。

A44. 令和7年度補正予算において措置された酒類事業者向け補助金は、酒米の不足や価格高騰に対応した酒蔵支援強化を行うことを目的の一つとしており、そのために製造者に限っては酒米の価格高騰等の影響による加点措置を受けることができます。ただし、申請者が製造者でない場合でも製造者を補助事業に参

画させることで、加算措置が適用される要件を満たすことができます。

Q45. 酒米の価格高騰等の影響について具体的に教えてください。

A45. 酒米の不足又は価格高騰に起因して事業や経営等に影響を受ける場合（将来的に受ける見込みである場合も含む。）をいいます。

Q46. 酒米の価格高騰等の影響を受けた場合で補助事業計画書に記載された本年度の事業内容が当該影響への対応として関連性を有すると認められる場合とは具体的にどのような取組をいいますか。

A46. 具体例として、地元酒米農家と連携してインバウンド向け酒米・酒造り体験などを行う環境の整備に向けた取組や、地元酒米農家との契約による地域の風土や田んぼの特性を活かした酒造りなどのストーリー性を持たせた高付加価値商品の海外展開などが挙げられますが、これらに限らず酒米の価格高騰等の影響を受け、その影響を踏まえた取組であれば該当することとなります。

【優先採択】（米国関税措置の影響）

Q47. 米国関税措置の影響による加算措置が適用される要件を教えてください。

A47. 公募申請書（別紙10）「米国関税措置に関する確認書」（添付資料含む。）を提出し、米国関税措置で補助事業計画書に記載された本年度の事業内容が当該影響への対応として関連性を有すると認められる場合、加算措置が適用されます。

Q48. 米国関税措置の影響について具体的に教えてください。

A48. 米国関税措置に起因して事業や経営等に影響を受ける場合（将来的に受ける見込みである場合も含む。）をいいます。

Q49. 米国関税措置の影響を受けた場合で補助事業計画書に記載された本年度の事業内容が当該影響への対応として関連性を有すると認められる場合とは具体的にどのような取組をいいますか。

A49. 具体例として、米国以外の国への多角化の取組や引き続き米国をターゲットに高付加価値商品等を開発する取組等をいいますが、これに限らず米国関税措置の影響を受け、その影響を踏まえた取組であれば該当することとなります。